

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第4回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会（その2）		
事務局 (担当課)	小金井市環境部ごみ対策課		
開催日時	平成29年4月11日（火）午前10時から正午まで		
開催場所	小金井市東小金井駅開設記念会館1階ギャラリー		
出席者	委員	<出席者：12名> 柿崎会長（環境部長）・浅賀委員・矢野委員・羽鳥委員・福島委員・蜂谷委員・吉田委員・坂野委員・佐野委員・朝倉委員・小野ごみ対策課長・藤田ごみ処理施設担当課長 <欠席者：2名> 一瀬委員・石阪中間処理場担当課長 ※新小金井虹の会は欠席の扱いとする	
	事務局	冨田・佐藤・山下	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	2人
会議次第	0 開 会 1 報告事項 報告1 第3回協議会について 報告2 第3回検討会議の報告 報告3 市外施設見学会について 2 協議事項 議題1 第3回協議会でのご意見等の整理 議題2 施設整備計画について ・処理施設の組み合わせ及び処理工程の検討（ステップ1・2） 3 その他 ① 第3回協議会要点録の確認について ② 市外施設見学会について（4月） ③ 次回開催候補日5月12日（金） ④ 検討会議委員等の選出について		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	・第4回の続きで、議題は主に、平成27年3月に策定した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、「ごみ、資源物等の適正な処理について」を議論した。 ・次回開催予定 平成29年5月12日（金）10時 小金井市東小金井駅開設記念会館		

開 会

○柿崎会長（環境部長） 第4回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の前回の続きということで、本日は開催させていただく。

早速だが、前回協議会后に委員の交代があったので、委員の出席状況等について、事務局より願います。

○事務局（山下） お手元に本協議会の委員の名簿を配付しているので、ご確認いただきたい。ならばが丘自治会からお一人委員の交代があり、新たに選出された羽鳥秀雄委員にご出席いただいている。羽鳥委員から一言、よろしく願います。

○羽鳥委員 先般、ならばが丘自治会総会で、本協議会の副会長をされていた熊木委員が私どもの自治会の会長になった。ついては、協議会と自治会の兼任が非常に難しいこともあり、私、羽鳥がこちらの委員にさせていただいた。よろしく願います。

出席状況と資料確認

○事務局（山下） なお、環境部長を初め、小金井市のごみ対策課管理職に異動はなかったので、引き続き、よろしく願います。

それでは、初めに委員の出席状況であるが、本日は、一瀬委員から欠席のご連絡をいただいている。蜂谷委員は、後ほど遅れてご出席いただけることになるかと思う。また、新小金井虹の会からの選出委員については、この間、御連絡をいただけていないので、本日も欠席の扱いとさせていただく。なお、石坂中間処理場担当課長については、本日欠席とさせていただく。

続いて、配付資料の確認であるが、本日は、3月24日に開催した協議会の続きという位置づけのため、新たな配付資料はない。

参考資料は追加で1点あり、平成27年3月に策定した「小金井市一般廃棄物処理基本計画」抜粋版になるが、机上に配付させていただいている。資料については以上である。不足等があれば事務局にお申し出いただきたい。

また、前回の協議会で一瀬委員から資料番号のつけ方についてご意見をいた

だいているが、そちらについては4月18日に開催予定の検討会議資料から対応予定のため、本日については前回の資料番号でご確認いただきたい。事務局からは以上である。

○柿崎会長（環境部長） それでは、前回の協議会の続きということなので協議事項の2から進めさせていただくので、よろしく願います。事務局より説明をお願いします。

○佐野委員 私の資料の中に今ないので確たることは言えないが、きょうの協議事項の中に、前回、私が要請したことは入っているか。

○柿崎会長（環境部長） 施設処理の関係か。

○佐野委員 大体15分ぐらいかかってやっているが、あなた方に善処を求めると、最後、結んでいる。善処していることでよろしいか。どのくらいの時間をとっているか。

○柿崎会長（環境部長） この基本計画に沿って話をさせていただくので。

○佐野委員 いや、私が善処を求めると言ったことについてどれくらいの時間をとっているか。

○小野ごみ対策課長 項目的には特に挙げさせていただいていないが、前回いただいたご意見なので、今日は時間をかけて説明はさせていただく予定ではない。

○柿崎会長（環境部長） 議題2の「施設整備計画について」という中身の中には当然処理の話も出てくるので、その関係で一般廃棄物の処理計画の参考資料も机上に御配付させていただいている。そこで一緒に説明はさせていただく予定で考えている。

○佐野委員 平成28年8月2日で西岡市長からこの協議会については、「①ごみ、資源物等の適正な処理について、②地域のご要望について、③処理量に応じた施設規模、処理の方法、搬入出車量等の台数及び導線などの行政案について」と、こういう形でやるよということで我々は回答をいただいて、それならば参加しましょうということで参加している。

前回も、私は「ごみ、資源物等の適正な処理について」をやるべきだと言った。その標語を使わないというのは何か意味があるのか。市長の回答の標語を使わないことは何か意味があるのか。

○小野ごみ対策課長 特段の意味はないが、全体の中で話をさせていただければと思う。

○佐野委員 だったら、ここで訂正して。市長が回答して、そういう表題でやると言っているのだから、その標語に変えていただけるか。

○小野ごみ対策課長 今回は第4回協議会の続きというあり方でやらせていただいている、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の前に中間処理場運営協議会を開かせていただいているので、表題的には二枚橋と中間処理場をあわせてやらせていただきたいという考えで、今回は開催させていただいている。

ただ、前回の3月24日にいただいたご意見をもとに、本日、市長が平成28年8月2日付で回答させていただいた内容等についても、極めて重要なことだと私ども捉えているので、そこは時間をかけて説明させていただきたいという考えなので、表題的には、本日、第4回協議会の続きなので、前回のままでやらせていただければと考えている。

○佐野委員 常識的に、前回あれだけ議論して市長の回答が出ているのに、何でその順序に従ってやらないのかというときに、市長の回答に基づいた進め方でなくやろうとするならば、その質問者と事前に調整、打ち合わせをするのが一般的な筋だと思う。

私は、そのことについて連絡が来るかと思っていたが、なかった。それで、昨日、6時30分ごろごみ対策課へ電話した。しかし電話には誰も出なかった。仕方がない、ファクスをしておいた。ここに出席している委員の方々の意向を、もう少し汲みとってやっていただけないか。

会長と事務局で相談して、きょうの議題を検討してください。でなければ、私は市長に来てもらうしかないと思っている。

○福島委員 追加で言うと、この場の雰囲気は大体わかると思うが、原点に戻るのだが、何で二枚橋と2つかというのはまだみんな納得していない。この前いろいろ説明があっただけども、一方的な説明で、これに対する質疑にあまりになっていない。みんなそれが一番興味あるというか心配で、私はそこから始めるべきではないと思っている。でも事務局からどうしても二枚橋ありきで、事務局というか行政からありきと来たので、それ前提では話がなかなか進まないと思う。その一環として、佐野さんからそもそも論から始めましょうというこ

と。そこら辺のところをほっておいて急にステップ1、ステップ2で言われると何か余り議論に集中できない。だから、そこら辺のところから議論をなさるのだったら始めてもらって、今日それをやるのかなと思っていた。要するに、前回のものはみんな納得していないと思う。

○柿崎会長（環境部長） まず佐野委員からもご指摘があった「ごみ、資源物の適正な処理について」というところで、一般廃棄物処理基本計画が基礎になっているので、こちらの資料に沿って課長からそこについてはお話をさせていただきたいと思うが、いかがか。

○佐野委員 これは、あくまでも前回言った「ごみ、資源物の適正な処理について」の資料だと理解していいか。

○小野ごみ対策課長 これは大丈夫である。

○佐野委員 それについてやるということでもいいか。もう一回確認する。「ごみ、資源物等の適正な処理について」ここで議題にすると。こういうことでもいいか。

○柿崎会長（環境部長） いい。

○佐野委員 それなら了解。

ごみ、資源物等の適正な処理について

○柿崎会長（環境部長） そういう形で、机上にお配らせいただいた基本計画を見ながら、今、佐野委員から出た「ごみ、資源物等の適正な処理について」ということで、最初に会長から話すと、これは平成27年から平成36年度までの間の小金井市の「ごみの処理のあり方について」書いてある基本計画なので、こちらに沿って話をさせていただければ、今言われましたごみ、資源物等の適正な処理についてというところに合致してくると考えているので、こちらを見ながら説明をさせていただく。

○小野ごみ対策課長 私から「小金井市一般廃棄物処理基本計画」について説明をさせていただく。説明に先立ち、先ほど佐野委員からお話があったとおり、今回の件については、小金井東部の環境を良くする会の皆様方から、平成28年7月24日にいただいた宿題に対して、私どもの市長から平成28年8月2

日付で、回答しているものである。その中で、今回行わせていただいている二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会、それと中間処理場周辺自治会等協議会のそれぞれの清掃関連施設の配置に関する事、または二枚橋焼却場跡地の利用に関する事の中に、3つの議論をいただくものを設けさせていただくということで、回答させていただいている。

1つ目が今佐野委員からお話があったごみ、資源物等の適正な処理について、2つ目に地域のご要望について、3つ目に処理量に応じた施設規模処理の方法、搬入出車量等の台数及び導線などの行政案について2つの協議会にお示しさせていただき、問題、課題などを抽出し、解決に向けた対策を協議する会議体ということでお示しをさせていただいたものである。

私ども順番が3番からやらせていただいたところがあり、そちらについては皆様方からたくさんのご意見を頂戴する形になったものと認識している。

この3つの協議事項の中の「ごみ、資源物等の適正な処理について」については、小金井東部の環境を良くする会の皆様方と事前に私どもお邪魔をさせていただいてお話をさせていただいたときに、東部の環境を良くする会の会員の方からいただいた御意見が発端になっていると私ども受けとめさせていただいている。どういうことかということ、今、清掃関連施設を再配置する段階の中でそれぞれの資源物やごみについてもっと減らすという対策、方策はもっとないかというご意見をいただいた中で、この協議会の中でも「ごみ、資源物等の適正な処理について」を検討させていただき、協議をさせていただく必要があるということで、市長から回答させていただいたということでご理解をいただければと思っている。

今回、私どもがお示しした内容、今までのステップ1、2からステップ3について説明させていただいたが、その前提となっているものが本日の資料としてお示しした「小金井市一般廃棄物処理基本計画」である。こちらは平成26年に策定をしたもので、平成27年度から平成36年度までの10年間の小金井市としての清掃行政について法律に基づいて策定したものである。

平成26年度当時「計画の策定にあたって」ということで、1ページをご覧いただきたいが「計画策定の背景と目的」ということで、こちらに書いてあるとおりで、この間、二枚橋衛生組合の焼却炉が停止した以降、可燃ごみについ

ては、その全量を多摩地域の多くの団体の方々にご支援をいただいている。可燃ごみを焼却した後の灰、また不燃物については、東京たま広域資源循環組合が運営する最終処分場である日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場で最終処分を行っている、灰については同じ場所にある東京たまエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルすることで、最終処分場の延命化が図られている。

一方、可燃ごみについては、共同処理体制への移行ということで「日野市、国分寺市、小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結したことによって、こちらには「平成31年度中の稼働を目指している」とことと書いているが、その後、変わっていて平成32年度の本格稼働を目指して、今現在、整備事業が実施されている。

本市では、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まったことから、今まであった「小金井市一般廃棄物処理基本計画」、こちらは平成18年度に策定したもので、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画だったが、こちらの最終年度である平成27年度、計画を1年早めて、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、策定したものである。

「計画対象期間」だが、平成27年度から平成36年度までの10年間の計画であり、計画期間については、前期が平成27年度から平成31年度、後期が平成32年度から平成36年度の2期に分けて、おおむね5年ごとに見直すこととしている。また、社会情勢の変化等々、諸条件に変動があった場合などについては、必要に応じて本計画の見直しを行うものとしている。

次の5ページからが「本市の現状と課題」が記載されている。可燃ごみも含めてごみの量というのは年々減ってきたところだが、平成25年度ぐらいから横ばいもしくは若干微増となっている。その主な原因としては、人口が今12万人弱ということで毎年800人から900人ぐらいの増を続けているところで、増加傾向にあると捉えている。今までごみが減少傾向にあったのは、私どもが市民の皆様方をお願いをさせていただいた施策を、市民お一人お一人がご理解、ご協力を賜っていただいたおかげで減量が図られてきたと認識をしている。今

後も、まだまだ人口はふえる見込みで、人口の推移が32年度、33年度ぐら
いまでは増加傾向にあるとお示ししているが、実際、この計画を策定した26
年度の段階よりも、増加傾向は非常に強くて我々の見込み以上に人口が増加し
ている状況である。

45ページに人口推移が書かれており、平成36年度まで人口増加が見込ま
れていて、平成36年度の段階で11万9,414人ということで推定された
が、既に今年度の段階で11万9,000人を超しているのです、私どもの見込
みよりも非常に早いペースで人口が増加している傾向にある。

そこで前計画における施策の実施状況が17ページから記載されているが、
こちらを踏まえ、33ページに「本市の抱える主な課題」ということで記載が
されている。更なる発生抑制の推進や更なるリユース施策の周知徹底、更なる
リサイクルの推進等々がこちらの課題として私ども捉えている。この課題を解
決するためには何をしたらいいかというものについて「小金井市廃棄物減量等
推進審議会」で約11回の議論を経て、この基本計画が平成26年度末に策定
をされている。

こちらの新しい基本計画の基本方針が、41ページに記載がされている。目
標は大きくということで「ごみゼロタウン小金井」を目指し、42ページに基
本方針として「発生抑制を最優先とした3Rの推進」ということで挙げさせて
いただいている。その発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、市民・事
業者・行政がそれぞれ何をしたらいいのかということが43ページに書かれて
いる。

「市民の役割」だが、市民一人一人がごみを排出する当事者であるという自
覚と責任を持って行動することが求められていて、そのためには発生抑制を最
優先とした3Rの推進に取り組むことが重要ということで、市民の役割として
記載している。

また、「事業者の役割」としては、自ら生産する製品などについては、資源
の投入、製品の生産・使用の段階だけではなく、廃棄物となった後まで一定の
責務を負う拡大生産者責任に基づく責任を果たすことが求められていること
で、先ほどお話をさせていただきました。

小金井東部の環境を良くする会の皆様方からは、この事業者の役割というこ

とで、資源となるこの清掃関連施設の整備に当たって、ごみの種類を今までお示しをさせていただいているが、空き缶、ペットボトル、びん等々について、拡大生産者責任に基づき事業者がその責任を負うべきだということで、お話があったと認識している。

「行政の役割」としては、施策をいろいろと計画をするだけではなく、その施策を市民一人一人にご協力をいただかなければいけない役割を担っているので、市民・事業者・行政の、それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようによりコーディネートや働きかけを行政の役割であるとお示しをさせていただいている。

「将来推計」については45ページから書いているが、人口については先ほどお話をさせていただいたとおりである。ごみの排出量についても、先ほどお話をさせていただいたとおりで、平成25年度を境に若干微増にある。市民1人1日当たりのごみの排出量については、皆様方のご理解とご協力により減っているところだが、目標としては市民1人1日当たりのごみの排出量を減らしていこうということで、今回の基本計画の中では、それを基本として施策の展開を図っているところである。

47ページが「目標の設定」である。市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成36年度までに基準年度である平成25年度から10%の減量、数字にすると356g以下にしようということが基本計画の目標となっている。

〔目標設定の考え方〕が下の枠の中に記載がされているが、ごみの種類は、家庭系ごみ排出量を減らしていこうということで目標を設定させていただいた。家庭系のごみというのは、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみで、今回の目標の設定に当たっては資源となる古紙・布・空き缶・びん、またペットボトルは上の家庭系のごみには含めていない。

先に進めさせていただいて、49ページは「施策の展開」である。先ほど発生抑制を最優先とした3Rの推進ということでお話をさせていただいたが、もう一つ「安心・安全・安定的な適正処理の推進」ということも基本方針に定めている。

1つ目が、発生抑制を最優先とした3Rの推進は10の計画項目を定めている。ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資

源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとづくり・まちづくり促進、拡大生産者責任の追求、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進、この10項目が発生抑制を最優先とした3Rの推進の計画項目である。

もう1つの基本方針「安心・安全・安定的な適正処理の推進」の計画項目は、安心・安全・安定的な収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、今皆様方と協議をさせていただいている廃棄物関連施設の整備、それと埋立処分量・焼却灰の削減ということで、安心・安全・安定的な適正処理の推進の計画項目を挙げている。

参考ですが、先ほどお話をさせていただいた、日の出町にある二ツ塚最終処分場には平成27年度の途中から埋め立てごみは搬入していない。この計画を策定した段階では、埋立処分量の削減が計画項目には入っていたが、現段階において不燃ごみについては最終処分場には搬入していない。二ツ塚に搬入しているものは、広域支援先で焼却をいただいた可燃ごみの焼却灰だけである。

続いて、51ページから先が1つ目の基本方針の「発生抑制を最優先とした3Rの推進」の10の計画項目のそれぞれの取組内容を記載させていただいている。こちらについては、後ほどお読み取りいただければと思っているが、この協議会の協議事項である「ごみ、資源物等の適正な処理について」については、この協議事項を設けることになった発端である「拡大生産者責任の追求」ということが61ページに記載がされている。

取組内容としては拡大生産者責任の追求として、拡大生産者責任の原則に基づき、生産者が環境負荷の低い製品開発を行い、また、適正処理の困難な廃棄物などについて自ら適切な回収・リサイクルを行うシステムを構築するため、他自治体と連携を図り、国及び都に働きかけを行っていくというのが、1つ目の取組内容となっている。

2つ目としては「事業者と行政の役割分担の見直し」として、容器包装リサイクル法においては市民・事業者・行政がそれぞれの役割を分担し、再商品化を実施することを目的としている。事業者と行政の役割分担を公平なものとするため、拡大生産者責任の原則に基づき、容器包装リサイクル法の改正を含め事業者と行政の役割分担の見直しについて他自治体と連携を図り、国・都に働

きかけを行っていくというものが取り組み内容となっている。

もう1つが「9 事業活動における3Rの推進」として、いくつか取組内容を挙げさせていただいている。まず事業者が自らの責任によって法令を遵守した適正処理を推進すること、もう1つが発生抑制の推進ということで、こちらがレジ袋の削減とか、あとは簡易包装やばら売りの働きかけなどを行っていくものである。

3つ目がリユース・リサイクルの推進として、環境に優しい製品やサービスの提供を働きかけるとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者などとの連携により、排出状況を把握して、適正な分別に向けた指導を徹底するなど事業者の状況に応じたリユース・リサイクルの推進及び従業員の意識向上に向けた取り組みを支援していくものとしている。

もう1つ、次の63ページだが、今回の清掃関連施設の整備に当たり、今中町にある空き缶、ペットボトル、それと中間処理場では不燃ごみになるわけだが、そのうちの空き缶とかペットボトルについては店頭回収の推進ということで6番目に書いている。食品トレイやペットボトルなど資源物の店頭回収を推進するとともに、自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大に向けて事業所への働きかけを行っていくとしている。

こちらは自主回収ということで、事業者さんが自らの責任において集めたものを市のごみではなくて、事業所のごみとしてそれぞれの企業の中で処理をしていただくものである。この自主回収店舗、今市内にも大きなスーパーについては自主回収を行っていただいております、トレイやペットボトル、空き缶などについては自主回収店舗が多く、そちらについては市のごみとしてはカウントしていないので、自主回収店舗を増やすことにより市のごみというのは減っていく。この自主回収店舗を増やすということも、今回の基本計画には位置づけている。

現段階においては自主回収店舗、リサイクル推進協力店、先ほど1個前の5番目に書いてあるリサイクル推進協力店の中の要件の中に、自主回収を行っているものにも書いているが、大きなスーパーについては自主回収を行っているもので、今後は、さらにその自主回収店舗の拡充を図っていきたいと考えている。ただ、小金井市内に大きなスーパー等の近隣にお住まいの方々はそれぞれ自主回

収を行っている品目についてお持ち込みをいただければ市のごみというのは減っていくが、それ以外の、市内にある事業所というのは皆さんもご存じのとおり、個人店舗が非常に多いので個人店舗の方々に自主回収の取り組みをお願いするのはなかなか難しい状況がある。私どもとしては現段階では、自主回収を行っている大きなスーパー等での取り組みを市民の皆様方に周知・啓発することが精いっぱいな取り組みと考えている。それを行うことにより、市の収集ごみを減量していく内容でこの基本計画ではお示しをさせていただいている。

関連で66ページだが、こちらに2つ目の方針「安心・安全・安定的な適正処理の推進」の中の「廃棄物関連施設の整備」ということで、こちらは第1回の協議会のときにもお示しをさせていただいたが、基本計画にこの廃棄物関連施設の整備について位置づけている。将来にわたる安心・安全・安定的な適正処理を推進するため廃棄物関連施設の整備を進めるということで、取組内容としては不燃、粗大ごみ、中間処理場の更新、2つ目に廃棄物関連施設のあり方の検討ということで2つ取組内容をお示ししている。

92ページを確認いただきたい。こちらは資料編に添付がされているものだが、92ページが「燃やすごみの組成分析結果」、93ページは「燃やさないごみの組成分析結果」を掲載している。こちらはそれぞれ戸建て住宅、ファミリー向け集合住宅、単身集合住宅がそれぞれ多いところのごみを収集させていただいたものを組成分析した結果となっている。

燃やすごみを見ていただくと、燃やすごみの中にはまだまだプラスチック類とかゴム・皮革製品、金属類についても多少含まれていることが、こちらでおわかりいただけると思う。

また、次のページの燃やさないごみの中にも実は可燃ごみが多く含まれていることが読み取れる。

この計画を推進した結果、ごみの排出量の推計というものが125ページの横の表になるがお示しをさせていただいた。家庭系のごみの中には燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、有害ごみがある。

先ほどの47ページにお示しをさせていただいた目標の設定だが、この目標の設定は家庭系のごみ、燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみを減量していこうというもので、この基本計画に掲載がされ

ている施策を展開し、市民お一人お一人がご理解とご協力をいただいたことにより、それぞれ燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみについては平成36年度までに減らしていく計画になっている。

一方、資源物については、法律上で言う「専ら物」というか、専ら資源になるごみ、びん、古布、空き缶、あとは紙類・古紙だが、こちらについては既に皆様方、集団回収とか私どもも行っている資源物の収集にご協力いただいているところなので、「増やす」という目標ではなく、「現状を維持する」という目標設定になっている。

集団回収等については、当然推進をしていく立場なので集団回収をしていただくことにより、市の収集ごみは減る。集団回収のごみというのは、最終的に市のごみとしてのカウントはされているが、集団回収を増やすことについては、集団回収奨励金をお出ししており、それぞれの町会、自治会等の皆様方に奨励金により、それぞれ地域内におけるさまざまな活動に奨励金を使っていただくことができる。この集団回収という事業については引き続き推奨していく立場である。

市として集団回収を奨励する目的というのは、分別意識、ごみに対する意識の向上という部分の目的で集団回収を奨励していくことで記載している。家庭系のごみについては「減らす」という目標設定になっているが、資源物についてはおおむね現状維持という形になっている。

冒頭に戻るが、東部の環境を良くする会の皆様方からお話をいただいているものについてはペットボトルや缶についても「減らす」という目標になぜしないのかというご意見をいただいた。私どもとしても減らしていきたいという思いはあるが、現段階においてこの基本計画において減らす手段は自主回収店舗の拡充と、その自主回収店舗を市民の皆様方にご利用いただきたいということの啓発活動、これだけしか今ないということが現状である。今回お示しさせていただいた清掃関連施設の整備ステップ1については、この基本計画に基づいて施設規模等々も含めましてお示ししているところである。

説明は以上だが、何か不足する点等があれば、ご質問いただければお答えさせていただきます。

○柿崎会長（環境部長） 今の中で、1点追加でお話をさせていただきたいの

は43ページに「事業所の役割」という記載があると思う。

先ほどからお話させていただいている集団回収もそうだが、事業所の特にスーパーの大きなところで自主回収・自主処理という形でやっていただいている、昨年からそういう店舗などにもリサイクル推進協力店ということで登録店が非常に増えてきているのが現状である。そういう協力店にお話を聞きに行ったときに話をさせていただくと、大きなスーパーは他市にもたくさん店舗を持っているが、小金井市内の店舗での自主回収量が非常に多いというお話を聞いている。それだけ市民の方々は皆さん、そういう回収店舗に持ってきて出していることで、スーパーの方々の話を聞くと、小金井市はそういう点では協力的な市民の方が多くて、1日の回収量も他市に比べれば全然違うというお話も聞いている。我々とする啓発をさらに進めて、自主回収に持っていただく、また公共施設などでも一部回収もさせていただいているので、そういったところのご利用をできるだけしていただくことで、ペットボトルや空き缶等についてはできるだけ、人口が増えている中で現状維持していくというのはなかなか厳しいが、そういう施策を進めながら処理をさせていただいているというのが現状と理解いただきたい。

○浅賀委員 今、複合容器というのがある。例えば、外側が紙で内側がラミネートになっているようなそういうものは買わないとか、事業者が販売しないとかね。僕なんかでも複合容器というのが一番困る。だから、複合容器をできるだけ減らすというか、そういう努力をこの中に書いてあるかどうかわからないけれども、してもらいたいなと思う。

○柿崎会長（環境部長） 確かに今のご意見でも、例えばプラスチック1つとっても、プラスチックもそれぞれいろいろな材質があって、それが複合されてしまうことによって、その後の処理が大変になる部分もあるので、都や国を通じていろいろお願いはさせていただいているところもある。ただ、また一方で、例えば食品トレイというのは多分昔はなかったのかなと思う。

以前は、新聞紙にくるんで魚を売ったり、お肉を売ったりなんていう時代もあったかなと思うし、キュウリとか、そういうものについてばら売りで何本ずつ買っていくという時代から、スーパーなどができたことによってもあるし、我々消費者が便利な生活をということで、袋詰めにされたりしているも

のを買っていくという時代に移ってきたところもあって、ごみが増えてきてしまっているというのが現状としてはある。我々とする、以前の生活に戻すというのはなかなか厳しいところがあるが、例えばばら売り店舗をふやすことによって可燃ごみが減ることも考えられるし、余計なものを買わないことになってくるのかと思う。

先ほどの過剰包装などについても、43ページの「市民の役割」というところで書かせていただいているが、買わない取り組みというのも当然必要になってくるかと思う。そういったところでは我々行政だけで、ごみを減量していくというのはなかなか厳しいものもあるので、先ほどお話をさせていただいたり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識した上で連携し、相互に協力をしていくことで、この取り組みがより一層の効果が出てくるのかと我々と考えている。

○小野ごみ対策課長 もう1つお話をすると、先ほどの自主回収という部分に関して、自動販売機の横に回収ボックスが設けられているところがあるが、これは飲料メーカーの自主規制によって設置されている。市の「小金井市まちをきれいにする条例」では、「置かなければならない」と記載がされている。

ただ、最近、回収ボックスを置くことによって不法投棄が増えているということがあり、メーカーではなくて個人のお宅の空きスペースの中に自動販売機が置いてあるところでは、その個人の方が回収ボックスをとってしまうケースもあると聞いている。こちらについては「ごみゼロ化推進会議」の委員の皆様方のご協力を得ながら、そのボックスを置いていないところ等については私どもにお知らせをいただいて、つけなければならぬということは、1つずつ説明をさせていただいている。

ただ、市内には自動販売機が非常に多くて、全部は把握し切れていないが、本来は自動販売機の横に自主回収ボックスを置くことにより、飲料メーカーもしくは飲料の販売会社がそれを自主的に持っていかなければならない形になっている。こちらの取り組みについても引き続き進めていきたい。そこは特に基本計画の中には記載はないが、自主回収店舗の拡充、また拡大生産者責任の追求というところで、この取り組みを行わせていただいている。

○浅賀委員 買ってすぐその場所で飲むということはないから。大体うちに

帰って飲んで、それで捨てている。僕もよく見かけるが、販売機にボックスがあるから、いろいろなメーカーのものをこうやって入れて捨てていく人がいる。だから、ボックスも本当にそこで販売しているものが、さらにそれが全て入っているとは限らない。いろいろなものが入っているだろう。ペットボトルは入るべきところに缶を入れている人もいる。だから、僕もイタチごっこだと思っただけけれども、先ほど言ったような複合材料を使わないことは事業者には徹底させないとだめだと思ふ。事業者の人だつてわからないと思ふ。複合容器だというのは、消費者は買って初めてわかる。そういうことを事業者には徹底していかないと、今のやり方をただ単純にやっただけでは減っていかないと思ふ。

それから、僕がいつも思っただけけれども、燃やさないごみに、ペットボトルを入れたり、缶を入れたりしている。だから、ああいう回収方法は絶対やめたほうがいい。そうすれば中間処理場だつてもっとコンパクトになるはず。だから、ペットボトルとか金属缶が入ってほしくないのだったら、回収のサイクルをもう少し増やすとか、そういうことをしないといけないのではないか。でなければ、何も市で回収しなくても、民間業者回収するなど、それでメリットがあるようなやり方を考えてやっただほうがいい。

例えば、新聞だとかペットボトル何でもいいから持って行ってくださいとやっていったら、もっと市のかかわり合いも減っていくのではないのか。今みたいなやり方をやって、それが財源になるとかという頭の考え方を、180度発想を変えてみたらいいのではないか。だから、例えば何々地区だけ1回やってみるとか、そういうことを試行錯誤してやっていかないと、今やっているものが全て正しいのだということにはならないと思ふ。

○柿崎会長（環境部長） 確かに、考えていけばペットボトルにしても空き缶にしても、もともとは不燃という形で全部一緒くたで集めていたのが、たしか昭和50年代後半ぐらいから60年——平成の「容器包装リサイクル法」という法律ができたときに初めてペットボトルやプラスチックなどを分別して出していただく形になって今に至っている。

一方で、事業者の役割というところでは容器リサイクル法も毎年見直しをしながら何年かに一遍改正があり、事業者の役割が徐々に重たくなってきていると認識している。一番最初に出たペットボトルと、現状今使っているペットボ

トルというのは材質や厚さ、重さという面ではかなり変わってきている。かといって余り薄くし過ぎてしまうと、壊れたりとか、熱いものが入っているときには熱さを感じ過ぎてしまうとかいろいろな問題が出てくるので、ぎりぎりの線で商品開発はされているのかなと思っている。

ただ一方で、ペットボトルが出てきたことによって、本来リサイクルとして一番考えると、びんというのは非常に優等生で、例えば我々がよく飲むビール瓶だとたしか記憶の中だが、24回ビール瓶が使えることによって、かなり資源を使わなくても済むし、いろいろな部分でプラスになるというのだが、輸送の問題と、我々消費者の問題で徐々にペットボトルとか、缶へ移ってきているというのも現状である。そういったところも含めて総合的に考えていかないと、先ほど言われたような問題というのはなかなかクリアしていかないのかなとは思っている。

○**浅賀委員** 容器が薄くなれば薄くなるほど、回収するほうにとってみればメリットがなくなってくるわけ。重量でいくのだらうから。もうちょっと発想を変えてもらったらいいのではないかなと思うことは僕も結構ある。何度も言うように重点的に今月は複合容器のものは売らせないとか、なるだけ減らしてくれとか、そういう目標を事業者に課していく形でやっていけば、中間処理場があんな大きいもので人数を入れてやる必要もない。

○**柿崎会長（環境部長）** ほかに何かあるか。

○**福島委員** 急に出されて、余りじっくり読んでいないのでよくわからないが、そもそもこれは行政でつくった資料か。130ページに経緯が書いてあると言ったが、130がないのだけれども。何か審議会なんか通して出したのか。

○**小野ごみ対策課長** ただき台となるものは、ごみ対策課でつくっているものだが、実際にこの中身については、公募市民も含めた廃棄物減量等推進審議会でも議論いただいている。

○**福島委員** 文言を見ていると、行政の文言だけで一般市民が入っているような気がしないので。そういう形で一緒につくったということか。

○**小野ごみ対策課長** そうである。また、パブリックコメント等も実施しているので、多くの方にご意見をいただいて、修正すべきところは全て修正をした上で、最終的には市の計画として策定している。

○**福島委員** 最終結論としては、よくわからないが、ごみは、人口は多くなっただけで家庭ごみは減っていく、トータルとしては減っていく、減らしていくということね。

○**小野ごみ対策課長** 目標はそうである。

○**福島委員** 目標としてね。そうすると施設としても、どちらかというのは現状か、それよりマイナスにしていくと。縮小していくという方針でよいか。

○**小野ごみ対策課長** ただ、施設は、つくるときは将来の見込みを踏まえて考えなければいけない。

○**福島委員** だって、見込みは減らしていくのでしょうか。

○**小野ごみ対策課長** 減らしていくとはしているが。

○**福島委員** 見込みは減っていくのに、施設だけを増やしていくというのはおかしい。

○**小野ごみ対策課長** 現状より規模の大きな施設というのは、もちろんつからない。

○**福島委員** 方針としては、そういうことね。

○**柿崎会長（環境部長）** これから先、何年か後に施設ができたときに、そのときの量から、例えば当然ながら30年後というのは、多分人口は、減少社会になるので減っていく。その将来の減ったときのことだけを考えてつくることになると、直近の施設ができた時点のごみの処理ができなければそれは本末転倒になってしまう。ある程度の大きさのものというのは、当然ながらつくる段階での必要性から、その処理ができないような施設をつくっても、ごみがどんどん施設の中にあふれてしまえば、なかなか厳しいものがある。

○**福島委員** そこら辺が発想の転換というのが必要なのだけれどもね。先ほど小金井は非常に意識が高くて回収率はいいよと報告していた。それが何でなのかというのがわかるわけ。行政の指導がいいのか。私が思っているのは、行政が、ごみがあふれる非常事態宣言を出すようなことだから市民の意識が強い。だから、多分回収率がいいと思っただけけれども、ほかの市より住民がずっと危機感を持っている。だからそういう意味から言ったら、大きな施設をつくって安心したら多分元の木阿弥になる可能性があるわけ。可能性としてね。逆に言うと、考え方。余裕を持ってつくるのか、ぎりぎりつくるのかというの

を議論しなくてはいけないなと思っているのだけれども。おっしゃっているいろいろな手を打って、ここしかないからもう減量せざるを得ないというところまで押し込まないと、本気になって動かないような気もしないでもないのだけれども。

○小野ごみ対策課長 ごみ非常事態宣言を発したときの市民の方々というのは、当然危機感を持って取り組みをさせていただいているので、排出量というのは恐らくお一人お一人が低いと思う。

ただ、小金井市は人口12万弱いるが、毎年8%から9%の転出入があるので、7,000~8,000人の方が出入りをしている。新しく転入された方々というのは危機感がわからないので、ごみの出し方というのは、特に23区から来られた方が小金井市に転入されたときに、まず戸惑うのがごみの出し方ということで、その辺に関しては新しく来られた方からご意見をいただいている。なぜこんなに細かく分けなくてはいけないかというご意見をいただくこともあるが、そちらについて丁寧に説明させていただいてご理解をいただくことによって、非常事態宣言を出したときから住んでいらっしゃる方と同じレベルまで意識を高めていただき、ごみの減量が進むことを基本とした基本計画になっている。今回の基本計画については新たな施策というのはほとんどない。今行っている施策を1人でも多くの方に取り組んでいただくことに重点を置いている。

○朝倉委員 市内の大型店とコンビニが出している缶、ペットボトル、空きびんと個人商店が出しているのと、どのくらい違いがあるのか。

○小野ごみ対策課長 コンビニ等については収集許可業者が集めて民間の工場に持っていつているので、トータル的には大体の数字はわかるが、その割合、空き缶がどのくらいあったかという統計は持っていない。

○朝倉委員 調べる方法はないのかな。というのは、幾らここで事業者責任だとかなんか言っているけれども、実態として把握できていないと取り組みも考えられないのではないか。

○小野ごみ対策課長 大型店舗については1,500m²の売り場面積を持っているところは、私どもに毎年報告をいただかなければいけない形になっているが、そこは「資源物」ということで、総体でくくって報告いただいている。空き缶がどのくらい、びんがどのくらいだったとかという細かい分類がないの

で、そちらも大型店舗の方々にご協力いただくとすると、ちょっと時間がかかる。

○朝倉委員 私が言っているのは、売っている数量がどれだけあるのかという問題を言っている。なぜかという、事業者の役割の中で廃棄物になった後まで、「一定の責務を負う拡大生産者責任に基づく責任を果たすことが求められている」というのは業者の、事業者の良心に従ってやってくれればいいよと言っているのか。この「責任に基づく責任を果たす」というのはどういうことになるのか。果たさなくても何も無いわけ。果たさなくなったって別に何も問われることはないのだと。

○小野ごみ対策課長 拡大生産者責任が求められているものが、そもそもメーカーである。

○朝倉委員 もちろん知っている。

○小野ごみ対策課長 なので、実際に売っている事業者というのは拡大生産者責任というのは基本的に求められていない。

○朝倉委員 もちろんね。

○小野ごみ対策課長 その中で、拡大生産者責任の考え方に基づく企業としての取り組みという部分については、CSR活動ということでそれぞれ企業の理念の中に示されている。

○朝倉委員 大体そういうことなのだ。大体念仏みたいな話で言っているのだと思うけれども。ただ問題は、要するに製造者責任という問題を追求するのに、行政の側が、言っていれば、それでいいやという話にはならないので、本当に責任を負わせる必要があるだろうと私は思うものだから、そうすると排出してくる量的な全体の量をどうつかむかという問題で、しかもその今のそういうものを製造している業者に対する社会的責任はどうかという、それは処理の費用だとかそういうものについて僕は行政が逆に法律も改正してもらった方がいいと思っている。つまり本当にかけるつもりでやらないと、なかなかこんなことを——生産者責任に基づくというのはちょっと理念みたいな話ではないのかと言っているわけ。でないと、行政が詰めないとはっきりしない。一般の市民は現場で収集している人たちが、これは違いますよとかいろいろなことが言えるけれども、大体大量に物をつくっているペットボトル業者なんかは何

の言われているだけの話で、今の通用もないという。そうなっているという事態を、例えば地方自治体、小金井市からどうこれを改善させていくというふうに詰めていくのかというのが、私たちは考えていく必要があるのではないかと
思うけれどもね。でないと、全部、住民に負担だけかぶせているのだよ。

○佐野委員 朝倉さんの言うとおりに、僕は根本的にはごみを出して建てさせたい側と建てられる側のコンセプトをどうするかというのは、行政に1つは求めているわけ。

その次に、今の法律の問題なのだけれども、私は法律というのは言うまでもなく社会の約束事なのだから、その約束事がどうなっているかぐらいは編年的に法律ごとに整理して出すべきだと思っているの。そして、その法律の中で事業者の責務は何なのか、それをとりあえずはっきりさせること。そしてその事業者の責務に向かって、市民を守る立場のあなた方、環境部の職員がどういう取り組みをして、どういう実績を残しているか、これを明示すべきだと思っているわけ。考えてみましょうよ。僕の記憶では、たしか33年に二枚橋焼却場が建ったと思うの。ということは、高度成長が始まったときなのよ。それまではあの規模は生活の中で必要ななかったわけ。しかし、自由に物を生産してもらうにいいという社会の中で、ごみがあふれてごみ焼却場をつくらざるを得なくなった。そして大気も汚れた、川も汚れた。それで72年だと思っけれども公害基本法をつくってくる。それで中国のような現状を、はっきり言うと日本は免れたわけよ。そして、その後でもって出てきたのは、僕の記憶では、例えば大物自動車だとか、ああいうものを自治体の処理に任せるのではなくて事業者でもって処理しなさいよと変わってきた。

その次に、あくまでも僕の記憶で言うのだけれども、白物家電を事業者でもって回収をさせようということになった。とりわけ白物家電がフロンを含んでいた。フロンは重大な環境破壊をもたらすということで、それを直そうということでもって、それも含めて白物家電は事業者ごとで回収しなさいよということになった。それまでは自治体がやらされていた。その後で拡大事業者生産、我々は40年前から会合をやりながら根本的には生産物、製造物は生産した人、製造した者が処理責任まで負うべきだということできずとって追求してきたわけ。そういう意味では僕らが言っていたことがある程度、政府、行政側も曲

がりなりにも実践してきたなと僕らは受けとめているわけよ。ただ、その実践の内容が、具体的にこの自治体でもってどう進んでいるのかというのは僕らにとっては非常に興味があるわけよ。拡大生産者責任について言えば、今朝倉さんが言ったように、事業者の責任がどこまであるのかと。最後まで廃棄物について責任があるというならば、今これを見ると、家庭ごみの中にプラスチックが結構入っているわけではない、簡単に言うと。はっきり言うと、それを事業者に送り届けてもいいのかということだよ。我々、考えるのに、それは法律的に可能なのかということなのだよ。そうでしょう。事業者に責任があるのだったら、責任の法的な内容を、社会の約束なのだから守ることなんだ。ごみの中でもって、これは事業者がわかったものについてはその事業に「回収してください」「処理してください」ということが可能なのかどうかまで我々は法律でもって突きとめたいわけだよ。まして、その後に容器リサイクル法ができた。これは僕はすごいことだと思っているわけ。これだって生産事業が回収しなさいということになっているわけじゃない。回収しなかったときにどうするのだと。法的にはどうなっているのだということをしかりしてくれて、あなた方がどう実践的にやっているのか。62ページでもって「事業者自らの責任による法令を遵守した適切な処理の推進」と書いて「個別指導を実施しています」と書いてあるわけだよ。個別指導は何月何日どういうことをやって、その結果どういう効果があったのか、僕らはこれこそここに出してほしいわけ。次の発生抑制の推進だって「食品ロスの削減や水切りの徹底を指導する」と事業者に言っているのだよ。それは、いつ、どこで、どういうふうにして、どういう効果があったのか、我々は出してほしいわけ。その次のリユース・リサイクルのところだって「従業員の意識向上に向けた取組を支援していきます」というけれども、どういう支援をしているのか。これを具体的に出してもらって、そして63ページに「適宜、立入指導しています」と書いてあるじゃない。これは出してから2年もたっているのだから、具体的にどこどこに立ち入り指導したのか、我々とすれば出してほしいのよ。

その後のリサイクル推進のところだって「認定事業者の拡大を見据えた施策を展開していきます」と書いてあるけれども、これも具体的に出してほしいわけね。いつ、どこでやっているのか。最後に店頭回収の推進もいろいろ書いて

あるわけけれども、単にうたい文句、単にここに書き捨てているのではなくて、具体的にどうやってどういうふうにして市民を守る施策をしているかの報告をもらわないと、正直に言って我々とすれば、「はい、そうですか」というふうにならないということ。今、口頭でもいいから概要できますか。法的な流れがどうなってきたか。

○柿崎会長（環境部長） 一番最初が、たしか私の記憶では、平成8年と9年ごろに「容器包装リサイクル法」という法律がまずできた。小金井の場合、平成8年の頭から収集がたしか変わっているはずである。最終的には平成9年には、まずペットボトルの回収が始まったのも、今言った「容器包装リサイクル法」という法律ができた関係、それで蛇の目の跡地のところに暫定的に処理施設を設置して処理してきた。容器包装リサイクル法をつくる際にも、今佐野委員が言われたように、例えば、他国で言うとドイツがごみの分別、ごみの関係については事業者の責任というのを非常に追求してつくっている法律でやっていたので、あそこを基本的に参考にしていったはずなのだが、先ほど言われた事業者でいくと、その当時は経済産業省がいろいろ調整してきた中で今の法律ができ上がった。その法律の中では、まず消費者は例えばペットボトル1つとっても、分別をして、市の収集に出すようにというのが法律の中の消費者の役目である。我々行政は市民が出したペットボトルを集めて、それを今の蛇の目にあるような形の処理をしてそれを最後に処理業者に渡す。それが容器包装リサイクル協会に渡す形になっている。

事業者については、処理等についての法律の中で一定の負担をさせていただいている。拡大生産者責任というのが徐々に重くなってくるにつれ、やることは我々までは変わらないけれども、要は事業者に対しての責任というのが重くなってきている。その法律が、たしか平成23年ぐらいだったと思うが、大きな改正があったときに処理や最終的なリサイクル品をつくるための処理まで含めて、事業者からお金をとることをしている。そのところでかかったお金が一定程度考えていたよりも安くあがった場合については、毎年のように全国各自治体に容器包装リサイクル法に沿って処理したお金がこれだけかからなかったからということで、各市に一部お金を返すことをやり出した。そこは容器包装リサイクル法の改正点の大きなところ。今後についても、さらに容器包装リ

サイクル法は毎年のように見直すために事業者から何からいろいろな方々が出てきて会議を開いて、どういう割合にしていこうかという話し合いはして、それをもとに何年かに一遍、法律の改正していると認識している。

先ほども話をしたけれども、ペットボトルは一番最初に出てきたよりも、ペットボトルの重さか、当然資源なので使っているものについて、できるだけ使わない方向でというのは各ペットボトルのメーカーがいろいろ技術開発をして、できるだけごみにならないようにということをやっている。

次に先ほど出てきた白物家電という話だが、「家電リサイクル法」という法律が、たしか平成12～13年ぐらいだったと思うが施行されている。あの法律ができたときには、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、それからあと一部ふえたのは乾燥機とか、そういった「家電リサイクル法」という法律ができたときにも、やはりそれもドイツをまねたけれども、一部日本が違うところというのは、買うときにリサイクル料金を納入するのが消費者になっている。ただ、その法律ができる前に買った人たちもいるので、その人たちについては出すときにお金を払ってもらいますよということをやっているのが家電リサイクル法である。その法律に沿って処理をしたりするのが、当然ながら電機メーカーが処理の過程にお金を出したりしている。

それから、自動車については皆さん買うときに自動車リサイクルということで、リサイクル料金を払って買っているというところもあるが、一部メーカーさんたちにとっては今度リサイクルができるだけしやすいように物をつくりなさいという形で、どんどん自動車も変わってきているから、実際に見るとかなりプラスチックが自動車の部品の中で多くなっている。プラスチックというのは何度も使うことができるので、そういう形で自動車を壊しても、またそれを壊したところから自動車の部品の一部をつくったりとか、空き缶等についても容器包装リサイクル法に沿っているけれども、うちは独自に処理という形ではやっているが、自動車の部品になったりすることであればリサイクル率というのは非常に高くなっているという部分では法律が施行された影響と考えている。あとは、パソコンリサイクルとか、オートバイもやったりとか、そういう法律の改正がここ本当に10年、20年の間で大きな改正がいくつもあって、大きいものもリサイクルされるというのが現状である。

あと、先ほど言った市と事業者との絡みというところでは、例えば先ほど課長が言った大規模店舗、大規模事業所などについては1年に1回小金井市に報告するようというのは義務としてやっているし、市内最大の事業所は一応小金井市役所なので、小金井市役所についても各施設も含めて、どこからどのくらいごみ、それから資源をどれくらいリサイクルさせていただいているかという報告についても、年に1回各課から出てきたものについて市報等に載せてお知らせをさせていただいている。

○小野ごみ対策課長 あと、この基本計画に基づく市の施策というのは毎年毎年「実施計画」といい、今年だと「平成29年度小金井市一般廃棄物処理計画」という計画を出しているが、その中で毎年何をやったか、何をやるべきかということが書いてある。その翌年にきちんとチェックをさせていただいて、その処理計画の中に、例えば29年度の計画だと28年度にはこういうことをやりましたということは記載させていただいている、そちらも公表している。

○柿崎会長（環境部長） ただ、実際問題として、では今のままでいいのかといえば事業所に対しては、我々も毎年のように市長会とか東京都を通じて要望させていただいて、全国の自治体からは当然ながら同じような要望を踏まえて、最終的には国が大きなところについてはやっていくという流れであるけれども、そういったところで法律の改正なんかもそういった意見や要望があることによって変わってきている部分は結構ある。

○朝倉委員 柿崎さんね、先ほどから自動車だとか家電とか、その処理に市はかかわっていますか。かかわっていないでしょう。かかわらないよね。

○柿崎会長（環境部長） もともとは粗大ごみで出していた。

○朝倉委員 今は。

○柿崎会長（環境部長） 今は処理していない。

○朝倉委員 ないでしょう。僕は今のことを言っているだけで。そうすると缶、ペットボトルの処理は自動車やなんかとは違うのだよね。市が何らかの形で集めたり、何かして自分たちで処分場を持ったりしなければならないのだよね。

○柿崎会長（環境部長） 缶とペットボトルはあくまでも我々は収集して、あそこで中間処理をして、その後は容器包装リサイクル協会へ渡している。

○朝倉委員 違うのだよ。俺が言っているのは収集もやり、中間的な処理もや

りという形で市がかかわるわけでしょう。今度のいろいろな施設を、例えばどこそこにつくらないといけないとなっているのは、そういう作業があるから市としてやらなければならないからつくるのでしょう。

○柿崎会長（環境部長） そうである。

○朝倉委員 そうなのだよ。先ほど自動車だとか何とかというのは、今はそういうことにかかわっていないから、それは大いに生産者責任だとかそういうことで直接彼らがやっているけれども、家庭でかかわるびん、缶、ペットボトルなんていうのは結局中間的であろうと何であろうと、市が集め、一定の処理をしないとだめだということになっているのだよね。

○柿崎会長（環境部長） 法律的には、そうになっている。

○朝倉委員 だからそこ、自動車だとか家電等とかで違いがあるわけ。だからむしろ、ここで市として、あるいは市民としていろいろなさまざまなかわりを持たないと処理ができないような仕組みそのものについてあるわけだから、僕は本当の意味で生産者責任というものが貫徹されていないのだと思っているわけ。だから何とかこれはちゃんとそうさせる方法というのはないのかという。

○柿崎会長（環境部長） そこまでいくとなると、一自治体では難しい。

○朝倉委員 もちろん、そう言っているのだよ。

○佐野委員 だから、そこまではまだ到達できないのは、できないという前提だけれども、しかし法律がどうなっているのか、法律の責務は誰に負わしているのか、この辺は先ほど言ったけれども、回答がないけれども、編年体式に何年にどういう法律ができた、何年にどういう法律ができた、その法律で事業者の責任、市民の責任、行政の責任はどういうふうになっていると。そして、一番大事なのは、条文に罰則があるものと罰則がないものがあるじゃない。これについてはこういう罰則はあると。ここまでちゃんと我々市民にわかるような表をつくってほしい。そして、あなた方もやっぺいながら、じくじたるものも若干はあるのではないかと思うわけ。本当は、これは事業者がやるべきではないのかなど。法律的に俺たちがやらなければいいのではないかと。それから、現在は法律的にやらざるを得ないけれども、将来は、これは本来事業者がやるべきではないかと。拡大生産者法に基づいたとか、そういうところはそういうところとして提示してもらいたいわけ。そしてあなた方が自治体同士、手

を組んで行政に言うときに、それは我々だって協力するところは協力したいわけ。二度目の質問だけれども、そういうまず法律的な編年体的な整理をしてくれるか。

○柿崎会長（環境部長） 容器包装リサイクル法だけということでもよいか。自動車などは必要なのか。

○佐野委員 そうではなくて、拡大生産者法もあるだろうし、白物家電も問題もあるだろうし、それでもってその中でどういうふうにごみ行政、環境行政が進んできたかということを押さえておいたほうがいいと思うわけ。ああいう法律はなかったらどれだけ社会が混乱し、困っているかということがわかるわけじゃない。

○蜂谷委員 関連した話で幾つか。先ほどの事業者の役割のところでは事業者がどれだけ廃棄物を処理しているのかトータルで出ているだけで、わからないと言っていたよね。それもおかしな話。要するに事業者は、例えば缶なりペットボトルなりの商品を仕入れた段階で数量は確定しているわけでしょう。廃棄物として、例えば缶やびんやトレイを回収して処理していたときの数量はトータルだからわからないというのは、これもおかしな話で、自分のところで販売したものに対してどれだけ回収して、どれだけ処理ができたのかということは数量的にきちんと報告を求める必要があると思う。つまりインとアウトをきちんと押さえないと、それはただ単に理念として生産者責任を言っているというだけしかなくて、インとアウトのところでは数量をきちんと把握して初めてそこがどれだけ何%回収できているのかということがわかってくるでしょう。それをしていないこの基本計画は本当になんていうか、中身のない報告書になっているよね。

例えば43ページの文章を読んでも、市民の役割のところでは「行動することが求められます」と、市民に求められるというのはいかにも他人行儀な話で、市民がやってくれるだろうということを期待している話であって、市民がそれをしているかどうかということの点検を何もしていないよね。

それから「取り組むことが重要です」と、これもそうだよね。さらに事業者の役割のところ見れば、3行目に「責任を果たすことが求められます」と。求められるのはいいのだけれども、やっているのか、それは点検しているのか、

どうなっているのかということについては一言もここでは述べていないよね。ただ、単に求められますというのは理念としてそうしてほしいということだけであって、どこも責任をとっていない。この報告書をつくった人も責任をとっていない、他人行儀のことを言っているだけ。

それから行政の役割のところも同じ。行政の役割のところはさすがに「取り組みます」という姿勢を書いている。それから「施策の展開を図ります」これはちょっと抽象的。それから、「コーディネートや働きかけを行っています」、これも具体的に何をやっているのか、そしてそのことの成果はどうなっているのかということとは、何もここで自己評価していない。そういう意味では、非常に他人行儀な報告書でしかない。誰かがやるだろう、あるいは理念としてそういうふうにやるのがいいよと。それはわかるけれども、理念としてやるのがいいことはわかるけれども、その後、何にも責任を持った発言はないでしょう。それが基本計画ではいささかお粗末ではないでしょうか。

○浅賀委員 私も製造メーカーにいたけど、これはとろうとすると難しいよ。製造メーカーでは、確かにこの地方にこれだけ売ったとあるけれども、だけれどもそこに商社が入ったりすれば、とてもではないけれどもわからないよ。だからそこまで求めるのではなくて、そういうことは言いたいだろうけれども、今あるものの問題になっているものをどうやって減らしていくかということを考えてもらったほうがいいと思う。数字なんかどうでもいいと思う。

それから、僕らの立場で言わせてもらおうと、我々のところ、東町一丁目というのはアパートが多いのよ。アパートが多いところは、今は外国の方も多いし、分別も悪い。だから普通の袋ごみでやっているし、僕も網をセットしてあげるのだけれども、カラスがつつついちゃって町会の前というのは本当に汚くしてしようがない。それとか、他市の人も帰りがけに通るわけよ。そうすると住民以外の方がごみ置き場の中に捨ててしまうのだよね。そういう悩みもあるのよ。だから、僕らは市に、こうやってああだこうだって言っているけれども、そういうデータを出せ、出せと言っているけども、そのデータを我々が見てどうやって活用するのかという問題があるのだけれども、根本的な問題は減らすことが問題なことであって、それを市に、この数字を出せ、出てこないのはおかしいなんていうのは、もう、そういう議論をやっている状況ではないと思うけれども

ね。根本的にはごみをどう減らしていくかということが問題と思う。

それで、僕が最終的に言いたいのは、事業者というのは生産者ではなくて、例えば市内のスーパーでやっている包装容器をこういうふうにしてくれませんかということを市としてそういう働きかけをやっていっているとは思っただけでも、それをもう少しやってもらって、それで全体量を減らしていくとか、そういうやり方も考えてもらいたいということ。それから、今集める方法、青いゴミ袋の中に燃やさないゴミでペットボトルや缶が入っていても収集してしまう点を改めていくことを根本的に考えてもらいたいと思う。だから、回数を増やすとか、それとも、回収業者にメリットがあるような形にしていけば、どんどん町はきれいになっていくのではないのかな。だから、今みたいなやり方で必ず市が関与しなければいけないのではなくて、例えば土曜日なら土曜日にペットボトルを玄関のところに置いておいてくれたら、民間業者が自由にとりにいってもいいとか回収してもいいとか、そういうやり方を考えていったらいいのではないのか。それとか、青い袋の中にペットボトルが入っていたら、今みたいに回収しませんとか、そういうことでやっていったらいいのではないの。そうすればだんだんなくなってくると思うのだけれども。

それから小金井市に転入するときには、ごみの分別のパンフレットは必ず渡しているのでしょうか。カレンダーは渡しているよね。あれはあそこの部分でおさまるだろうけれども。アパートの人というのはよくわからないのだけれども、外国の人は、見ていて全くやらない人もいます。

○柿崎会長（環境部長） ごみのリサイクルカレンダーについては、毎年度既にお住いの方々には一戸一戸配らせていただいて、転入転出の届けに来たときにお渡しをしたりとか、あとはカレンダーの中で、一部外国語対応してはいるが、文化が異なる地域の人たちだと、今言われたように一緒くたに好きなときに出してもいいとか、一部には無頓着にされている方々もいらっしゃるので、外国人の方々に対しての指導については、本当にずっと悩みとしては持っている。アパート、マンション、特にワンルームの学生たちが住んでいるところというのは、それこそ先ほど課長が言ったように地方から引っ越してこられている方、それから23区に住んでいる方々が、学校はこちらのほうになったのでということでお子さんたちがこちらに来る方、そういう方々の指導というのが

毎年今のちょうどこのぐらいの時期から1か月、2か月は大変な思いをしているが、徹底が難しい面もある。一部市民の方の中には、ごみの有料化になったのだから有料袋に何でも入れたって持っていくのが当たり前だろうということ言う方々もいらっしゃるといのが現実としてはある。ただ、我々とするとは分別するということがまず、市民の方にやっていただきたいことの第一番目なので、その徹底については今後も、指導員を中心に取り組むべき仕事かと思っている。

○羽鳥委員 余り関連性がないかもしれないが、家電リサイクル法と容器リサイクル法、この辺は全く性質が法律上は違うもの。つまり、家電リサイクルは事業者責任でリサイクルに持っていくと。最後にダストにすると。最終的にその費用というのは消費者が出している形になると思うけれども、車もそうだと思う。

容器の場合にはどんなものか。例えば資源物。可燃物は別にして、資源ごみというのがあるよね。金属、プラスチック。これは小金井市として相当持ち出しになっているのか。それともプラスになっているものもあるのか。紙と布、びん、いろいろあるけれども、私が予測するにマイナスになっていると思う。幾らこれ再生してやったにしても、それにかかわる手間とか、その他収集して、今回中間リサイクル施設としてやっていくということで、最終的にあれはマイナス。マイナスということは我々市民の税金を使っていることになるので、そのところが、つまり先ほど部長もおっしゃっていたのですが、まず、ごみの減量化ということと同時にごみ処理の減量。つまり、お金はかからないコストをかけないということは、まず分別ありきではないか。ですから小金井市にはこれだけ厳しくなったというのは、ほかの23区その他は詳しくは知らないけれども。23区のある区では相当ゆるやかで、そういうところから小金井市に来たときには物すごい細分化される。そして当然有料なのだが、有料であり、無料のものはこれは資源だからとなっている。だから、ごみというのは、ある意味、質にもよるけれども、処理するには必ずお金がかかるということを市民の方々にきちんと説明をしておかないと、まずいのではないのかと。

既に二枚橋焼却場はないが、あの焼却場をつくるに当たっても膨大な予算が必要だし、さらにそれを運営していくのにも非常にお金がかかってくる。それ

と同じように、中間処理場の運営についても相当お金がかかるのではないかと。我々、こういうふうに集まって相談してやっているけれども、中間段階で伺っていると、二枚橋に新しくつくる。そして蛇の目はやめる。貫井北は継続するという方向性は十分見えているが、これについて多分理論的に云々といっても納得しないのではないかなと。感情的なものが非常に大きい。それはなぜかと言ったら、そばに来てほしくない施設だから。それをどうまとめて、納得というところまでどうやって持っていくのかなというのが私の疑問です。疑問というかどうするのか。初めてここに出席させていただいてあれだけども。だから、必ずお金に絡んでくるということの認識が必要だと思う。

あと、分別の話では東町でもいいところはきっちりやっている。だめなところは先ほどあったように、有料だからみんな入れちゃうとか、燃やすごみの中に燃やさないごみを入れてしまう。その辺は、どうペナルティーを科すか、どうやって教育していくかという問題ではないかと。

あと、資源ごみだから家のそばに並べておいて業者が来て持っていけばいいのではないかという話もあったけれども、それはかなり危険性があると思う。なぜかという、例えばペットボトルなんか置いておいても、これは、におい、液体も入っている。それから缶もそう。そういったものを置いておいて果たして持っていつてくれるのかどうか。あるいは置いておいた場合に、それは猫でも犬でもカラスでもみんな突つき、ばらばらになる。これは混在してしまう。それにまた紙、これも資源、そんなものみんな重ねておいたら、決して周囲の見ええとか環境がよくなるとは私は思えない。だから、そこをお願いして収集していただいていると感じている。

○柿崎会長（環境部長） 確かに、処理するいろいろなものがあるけれども、基本的には当然ながら税金をかけて処理をさせていただいているし、大体9月15日号の市報に廃棄物会計ということで、それぞれの、例えばペットボトルだったら幾らぐらいの経費がかかっているのかというのは結構大きく載せていて、市民の方々にも、できるだけ店頭回収とか、なるべく使わないというのが一番いいのしょうけれども、今の世の中、ペットボトルに入っていないものだけ使ってと言ってもなかなか厳しいし、何かしらの容器に入っているもので、そういったところではお金の使い道というか、これだけの処理費用が

かかっているというのは、今、羽鳥委員が言われたような形では掲載しているところである。

○**羽鳥委員** あとは、プラスチックの処理についてなのだが、多分民間の業者にお渡しして、それで終わり。その後、どうなっているのか。分別されているのか。例えばPETもABSもPSも、それからその他たくさん変プラがある。それを分別して、そして再生に持っていつている。PETの場合にはかなり純粋だから、それを出せばいいのですけれども、ABSとPSとみんな混ざってしまったと。多分燃やさざるを得ないのかなと。溶解してしまったらわからないからね。だから、環境に優しいのかどうかというのも疑問符はついている。

○**小野ごみ対策課長** プラスチックは、今現在、市で100%プラスチック製品のものということで集めさせていただいているけれども、それを民間の業者のほうで容器包装のプラスチックと、そうでないプラスチックに分けていただいている。容器包装以外のプラスチックについてはケミカルリサイクルをしている。容器包装のプラスチックについては容器包装リサイクル協会に引き渡されていて、その後はケミカルリサイクルになったり、マテリアルリサイクルになったりということで、それは毎年、容リ協会が契約している事業者によるので、小金井市の場合も毎年かわっている。ある年ではケミカルリサイクルだけになるし、マテリアルとケミカル両方になる場合もある。そこは毎年違ってくる。

○**浅賀委員** ABSもプラスチックなんかに入れていいわけ。単純に考えて「プラ」と書いてあるものは、プラスチックごみにしているだけなのよ。

○**小野ごみ対策課長** プラスチックマークがついているものは、プラスチックで出していただいている。

○**浅賀委員** それ以外は入れない。だから、例えば上ぶたの薄いセロハンみたいなものがあるでしょう。あれもプラスチックと書いてあるけれども、それは入れない。だから、僕はあくまでも容器の形をしたものしか入れていないの。印刷してあるというか表面で薄いぺらぺらのものは確かにプラスチックなのだけれども、それは入れない。僕は燃えないごみで出しているけれども。前に市役所の人に聞いたことがある。「プラスチックだとかプラスチックでないのは、市の職員の方はわかるのですか」と聞いたら「わかります」と言っていたけれども。

- 小野ごみ対策課長 私はわかりません。
- 浅賀委員 わからないでしょう。わかりにくいのだよ。
- 小野ごみ対策課長 なぜかといいますと、プラスチックマークがついているものが、どこからどこまでがプラスチックのものかというのもきちんと書いてある製品とそうでないものもあるし。
- 浅賀委員 「プラ」と書いてあるものはプラスチックにしているけれども、それでいいのではないか。違うの。
- 小野ごみ対策課長 それでいい。
- 浅賀委員 それでいいのだよね。
- 小野ごみ対策課長 私は、容器包装のプラスチックと、そうでないとプラスチックについては分けられない。
- 浅賀委員 プラスチックの「プラ」と書いていないものは、みんな燃えないごみにしているけれども。
- 小野ごみ対策課長 今、ご案内としてはプラスチックマークがついているものについてはプラスチックで出していただいていると。
- 柿崎会長（環境部長） すみません。そろそろ実は時間になってきている。
- 浅賀委員 分別は分別の集まりというのはあるのでしょうか。こういう燃やさないごみ、どうやって減量していくかというのは確かにあるよね。
- 柿崎会長（環境部長） 廃棄物減量等推進審議会で議論している。
- 浅賀委員 会議はあるよね。
- 柿崎会長（環境部長） 審議会等々で、こういうものについてはやっている。あと、毎年的一般廃棄物の処理計画も審議している。
- 浅賀委員 あの会議はよくわからないのだけれども、町なかに出て、ビラを配ってくださいとかよく言われるのだけれども。何だ、それはと思いながら。
- 小野ごみ対策課長 それは違う会議。
- 浅賀委員 僕のところに一緒くたで来るのだよ。僕はしようがないから、やる人がいないから僕の名前で書いておいて出すのだけれども。だから、町なかに出て事業者のところへ行って、そのビラをまいてくれと言うのだけれども、何で俺らがそんなことをやらなければいけないのかと思いながらやっているわけ。だから主体がなくなってしまうのだよね。もうちょっと高尚な集まりがあ

るから、私もわからないわけよ。あっちも、こっちも。

○柿崎会長（環境部長） 基本的に計画づくりというのは、専門の学者さんとか、あとは市民の代表の方とかいろいろな事業所の代表の方が集まって議論をしながらつくって行って、おそらく浅賀さんの言っているのはごみゼロ化推進委員で事業所部会とか、3つに分かれている、そのうちの1つのことかなと思う。

我々としては今回こういう形で処理の話等々させていただいて、浅賀さんからもあるけれども、基本的には分別とか、先ほどからも出ている事業者さんの役割についてどうするかとか、あとこちらの基本計画というのはあくまでも10年間の小金井市のある程度の道筋というか、目標というか、そういうものを書いたもので、個々具体的になると、今度一般廃棄物の処理計画という年度ごとにつくって行って、先ほど課長が言ったように28年度の計画であれば、27年度の施策を進めるというものの経過とか結果を含めながら28年度の処理計画をつくっている。

具体的なものになってくると、それぞれ年度ごとにつくる一般廃棄物処理計画にかかわってくる。あとは、清掃事業の概要というのは、その年度ごとの清掃事業でどういうことをやってきたか、それからその年の処理量はそれぞれの品目ごとにどういったものがあるかというのを、概要という形でそれぞれホームページに公表している状況ではある。

大変申しわけないが、間もなく、この会場自体がそろそろ出ていかななくてはいけなくなってくる状況なので、会議を進めさせていただいて、その他というところになるのだが、事務局から説明を。

その他

○事務局（山下） まず1点目、市外施設、東村山秋水園の視察については、4月13日に東村山市の施設の見学を行う。参加のご連絡をいただいた委員の方はよろしく願います。

続いて2点目、次回協議会の開催日程については、中間処理場運営協議会が5月11日（木曜日）で開催予定であり、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議

会は、翌日の5月12日（金曜日）での開催をお願いしたい。会場は引き続き、こちらのマロンホールだが、会場の都合で午前10時の開始ということでお願いする。

最後に3点目になるが、保留となっている本協議会からの清掃関連施設整備基本計画検討会議委員と副会長の選出については、次回ということで確認いただければと思う。

その他については、以上である。

○柿崎会長（環境部長） 事務局から大きく3点説明があったけれども、次回の日程については、5月12日（金曜日）午前10時からのマロンホールということと、あさって東村山市の施設見学があるので、ご参加の連絡をいただいている委員の方はよろしく願います。

その他のところで何かご質問はあるか。

なければ大変申しわけないが、以上で本日は終了させていただく。

閉会